

平成29年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月15日(採決)

平成29年 第3回 定例会 会議録

日時 平成29年9月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長 補 佐	大 内 田 幸 介
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、村嶋住民課長が公務のため欠席しております。大内田補佐が代理出席しております。

本日の日程に入ります前に、9月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

横山議員の一般質問において、「広域合併____のその後について」の____を削除し、併せて、阿高副議長と荒牧議員の発言の取り下げを行っております。

その他、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

また、議員提案で意見書案が2件、提出されましたので、本日の議題といたします。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第48号「町道の路線一部廃止について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第48号「町道の路線一部廃止について」

本議案は、篠栗北地区産業団地に隣接する当該路線（和田地区47号線）の一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

本路線の当該区間は、篠栗北地区産業団地の開発により、国道201号に接道する新たな路線により分断されることや、開発区域の隣接道路として取り扱うため、県が指導する都市計画法に基づく開発行為等の審査基準となる6メートル以上の幅員を確保することができないため、沿道の管理用道路としての機能は残して、路線を廃止するものです。

審査の中で、「廃止後残存部分の終点の形状や産業団地開発後の新設道路の利用形態はどうなるのか」といった質疑がなされ、執行部からは「終点部については既

存のとおり国道に接道し、新設道路については、完成後町道認定を行うため、通常の道路としての利用が可能であること、併せて時間帯により渋滞が見られる県道猪野篠栗線の迂回路としての機能が期待でき、渋滞の解消も見込まれる。」との回答がなされました。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第2、議案第49号「平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第49号「平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 98億2,949万3,744円、歳出総額 94億7,414万2,318円、歳入歳出差引額 3億5,535万1,426円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額 1億1,145万1,000円、繰越明許費繰越額 1,338万6,000円、実質収支額は2億3,051万4,426円であります。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされております

ので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第3、議案第50号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第50号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 36億1,658万4,581円、歳出総額 37億4,115万4,266円、歳入歳出差引額 マイナス1億2,456万9,685円です。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス1億2,456万9,685円であります。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

す。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第4、議案第51号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第51号「平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 3億7,126万8,010円、歳出総額 3億6,886万7,950円、歳入歳出差引額 240万60円であります。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支は240万60円であります。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第5、議案第52号「平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第52号「平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 7,948万840円、歳出総額 5,013万6,840円、歳入歳出差引額 2,934万4,000円です。

翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額 2,934万4,000円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第6、議案第53号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第53号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う欠損金を平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業欠損金処理計算書のとおり処理し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計、収益的収入額（税込）7億8,370万2,208円、収益的支出額（税込）7億9,114万7,120円、当年度純損失（税抜）566万4,357円、前年度繰越利益剰余金 468万7,730円、当年度末処理欠損金 97万6,627円であります。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた、欠損金 97万6,627円、繰越欠損金 97万6,627円、処理後の自己資本金は、4,651万4,075円です。

次に、資本的収入額（税込）3億2,176万5,500円、資本的支出額（税込）4億3,916万1,348円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,739万5,848円は、過年度損益勘定留保資金8,349万3,027円及び引継金3,390万2,821円で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされております

ので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第54号「平成28年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第54号「平成28年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を、平成28年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成28年度篠栗町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計、収益的収入額（税込）4億8,099万7,919円、収益的支出額（税込）4億9,397万6,705円、当年度純損失（税抜）1,638万4,226円、前年度繰越利益剰余金 1億9,299万9,865円、その他未処分利益剰余金変動額 1,995万1,659円、当年度未処分利益剰余金 1億9,656万7,298円です。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた、剰余金処分 1,995万1,659円、自己資本金への組入 1,995万1,659円、処分後の自己資本金 16億5,807万5,336円、資本剰余金の残高 92万6,168円、繰越利益剰余金の残高 1億7,661万5,639円です。

次に、資本的収入額（税込）0円、資本的支出額（税込）1億4,615万1,599円、法第26条の規定による繰越額 1,643万3,280円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億4,615万1,599円は、当年度消費税資本的収支調定額 340万5,440円、過年度損益勘定留保資金 1,489万6,040円、当年度損益勘定留保資金 1億789万8,460円、及び減債積立金 1,995万1,659円で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第8、議案第55号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第55号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,122万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,795万7,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金 786万4,000円の増、地方交付税 2,753万6,000円の減、国庫支出金 689万3,000円増、県支出金 223万1,000円増、繰入金 1,465万6,000円増、繰越金 5,051万4,000円増、町債 6,660万円増。

歳出では、総務費 1,057万1,000円の増、民生費 856万6,000円の増、衛生費 18万4,000円の増、農林水産業費 1,079万円の増、商工費 78万9,000円の増、土木費 6,004万円の増、教育費 1,562万6,000円の増、諸支出金 1,465万6,000円の増。

また、債務負担行為につきましては、森林保全再生整備計画に基づく、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御などを図るための鳥獣害防止施設などの整備事業に伴う当町の負担金について、期間を平成29年度から平成31年度までとし、限度額215万円の債務負担行為を行うものです。

地方債では、自然災害防止事業債において起債の限度額4,800万円を、緊急防災・減災事業債において500万円を、防災基盤整備事業債に1,360万円追加されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第56号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第56号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,416万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,652万3,000円とするものです。

歳入では、国・県交付金等の額の決定により予算整理するものが主なもので、特に療養給付費交付金を6,465万7,000円追加するものです。

歳出では、28年度療養給付費等の精算に伴う償還金5,458万2,000円の追加が主なものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第57号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第57号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ916万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,699万4,000円とするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料、滞納繰越分を660万9,000円追加するものと、繰越金を239万9,000円追加するものが主なものです。

歳出では、平成28年度の保険料・滞納繰越額の歳入確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金900万6,000円の追加補正と過誤納還付金16万1,000円が主なものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第11、議案第58号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第58号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予

算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,465万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,764万8,000円とするものです。

補正内容は、当該予算において県道側調整池からの雨水排水路となる津波黒区水路保護のための設計業務委託費用529万2,000円と、詳細設計における地質調査業務委託費936万4,000円を補正するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされていますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第12、選挙案第1号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯議会事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 選挙案第1号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について」

地方自治法第118条並びに組合同規約第5条及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名の選挙を求める。

平成29年9月5日提出、篠栗町議会議員 阿部 寛治

（提案理由）

平成29年10月24日をもって、任期満了となるため。

以上です。

○議長（阿部 寛治） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名推選については、申し合わせにより、議長が指名いたします。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に、三浦 正 氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました、三浦 正 氏を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名しました、三浦 正 氏が、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と決定しました。

それでは、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名；三浦 正

住所；糟屋篠栗町大字尾仲38番地

生年月日；昭和29年8月21日

以上でございます。

日程第13、意見書案第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第2号「道路整備に必要な予算確保に関する意見書」を議題といたします。

本案も議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成29年第3回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

人事案件1件、町道の路線一部廃止について1件、平成28年度一般会計、特別会計の決算の認定について4件、流域関連公共下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件、一般会計及び特別会計における平成29年度補正予算4件の上程いたしました12議案について、可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

また、本日、選挙案第1号にて糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙において、私を引き続き議員としてご指名いただき感謝申し上げます。

今後とも当財産組合の健全運営のために努力してまいります所存でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。

また、ただいまは、意見書案第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書」を議員全員の皆様の発議にて原案とおりに決定されました。

篠栗町をはじめ、糟屋地区市町長会においても、全国森林環境税の早期創設を願う期成会にも参加し、森林環境税の賛成の意を表明しているところでございます。

国においては、「森林環境税、これはまだ仮称でございますが、この創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されており、今年度を外すと後がない、言わば「待ったなし」の状況でございます。

実施期間の延長が見込まれる福岡県森林環境税と合わせて、我が町のように森林を有する市町村のために、森林整備に係る安定財源確保の実現に向けて、私ども市町村長も全力を傾注してまいります。

よろしくお願いいたします。

また、意見書案第1号と同様に、議員全員の皆様の発議によって決定されました意見書案第2号、「道路整備に必要な予算確保に関する意見書」についても、意見書と同様の趣旨の下、私ども糟屋地区市町長におきましても、道路整備に必要な予算確保に向けて、皆様とともに国に対して強く求めてまいることが約束いたします。

平成28年度決算特別委員会の席において、多くの議員の皆様から、国、県との情報交換を密にして、国・県補助対象事業をできるだけ引き出すための努力をするようにとのご意見をいただきました。

本定例会の諸情勢報告の際にも申し上げましたが、代表監査委員からも「町が実施しようとする事業の趣旨に合った国・県の補助事業がないかを調査し、積極的に取り入れるようにされたい」との意見をいただいております。こうしたご意見を踏まえて、私はじめ職員一同、更に努力してまいり所存でございますのでよろしくお願いいたします。

昨年の第3回定例会においても申し上げましたが、年度の継続性を重視していく中で、翌年度以降に篠栗町が取り組むべき課題を検討する時期に来ております。

町執行部では10月から各課において素案をまとめ、来年1月までに平成30年度の事業項目案を固めてまいりますので、議員各位におかれましては、議会の場に限らず、各課にお立ち寄りいただきまして、日頃からのお考え、町の課題についてのご意見を賜ればありがたいと存じます。

重ねてよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも町職員一丸となって、篠栗町の諸課題の解決と自主財源の拡大を目指して努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、篠栗町議会平成29年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

阿高 紀幸

篠栗町議会議員

松田 國守
